

会議録要点記録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	姫路市地域自立支援協議会全体会（令和6年度第1回）
2	開催日時	令和6年6月25日（火） 10時00分～12時00分
3	開催場所	姫路市総合福祉会館 5階 第2会議室
4	出席者	＜委員＞ 姫路市地域自立支援協議会 委員22名（欠席5名、代理出席1名） ＜事務局＞ 障害福祉課長、障害福祉課主幹、障害福祉課担当者
5	傍聴人数	0名
6	次第	- 開会 - 議事 - 令和6年度姫路市地域自立支援協議会事業計画について - 障害福祉推進計画（令和5年度実績等）について - 報告 - 姫路市障害者虐待防止センターの状況について - その他 - 閉会
7	配布資料	＜事前配布＞ 資料1：令和6年度姫路市地域自立支援協議会事業計画（案） 資料2：姫路市障害福祉推進計画に係る見込・実績について 資料3：令和5年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数 ＜当日配布＞ 会議次第 令和6年度 第1回姫路市地域自立支援協議会配席図 姫路市地域自立支援協議会委員名簿
8	会議の要点内容	以下のとおり
事務局	1 開会（10:00）	
	2 議事	
	(1) 令和6年度姫路市地域自立支援協議会事業計画について	
	【資料1：令和6年度姫路市地域自立支援協議会事業計画（案）】説明	
会長	今年度の専門部会の検討テーマについては、昨年度策定した姫路市障害福祉推進計画等と整合性を保つということを意識して設定している。よって、計画の重点項目に	

	挙がっているところを専門部会で検討していくという仕組みになっている。 また、協議会の組織の変更については、協議会の1つの役割として当事者や事業者の皆さんの意見を吸い上げ、政策に反映していくという点があることから、専門部会ではなく、全体会の直下の組織としている。 今後、専門部会で議論していくこととなるが、テーマ等に沿って何かご意見をいただけるとありがたい。 今回、こども部会では、医療的ケアの必要な子供への対応ということで、医療的コーディネーターの役割などについても協議会の方で今後明確にしていく必要があるということで、このテーマを挙げている。 委員の方から、医療的ケアのところを推進いただいているが、現在の経過や意見をいただきたい。
委員	当方は、昨年7月から、県から中播磨の圏域コーディネーター事業を委託された。それに伴って医療的ケア児コーディネーターの事業を実施している。 現在、重症心身障害の人の一次救急を受けている。それから、まだニーズがなく動き出してはいないが、訪問診療も準備は整えている。また、ショートステイについては、入所をベースに持っているのも、その辺りで少し姫路市内の状況を調べてみたところ、皆それなりに稼働している。保健所は災害時の対応で動いているし、姫路赤十字病院は研修事業をもって書写養護学校に看護師を派遣している。しかし、それぞれの立場で様々ないいことを行っているが様に困っている。なかなか横の繋がりがなく、皆、何故か孤立無縁で仕事をしているからである。 当方としては、コーディネーター事業を受託しているため、4月に姫路赤十字病院へ行き、ICU等に入院し、医療的ケアを必要とするようになったけれど、どこに繋いだらいいかという状況改善のため、そこをまず受けるような形で動いている。保健所や障害福祉課などに色々当たってみる中で、各立場でばらばらに実施するのではなく、現状をまとめ、「あそこに頼んだら何とか次の動きができる」と思えるシステムを作るべきではないかと今準備中である。 姫路市の医療的ケア児コーディネーター配置数は暫定で確か1だったと思うが、姫路市は、やはり中核市としてきちんとやらなければならないと思うので、協力していきたいと考えている。
会長	今年度のこども部会でも意見をいただき、連携を取りながら、姫路の全体像が明らかになればと思っているので、協力をお願いしたい。
委員	強度行動障害の子供が入院できる場所はあるのか。どうしても身体とか重症の方のイメージはあるが、じっとできない暴れる子供の入院先はどうなのか。
委員	なかなか困る状況にあると思うが、全国的に見てもやはり強度行動障害の方のサポート体制というのは、難しいところがあると思う。我々のところは病院ベースなので、入院して安静にできない場合は、受け入れにくい状況にあり、申し訳ないと思

	う。 特に、医療的ケア児も動く人たちがいるので、この辺りもきっと一番困っているグループだと思う。むしろ動かない、いわゆる重症心身障害の人の対応が今広がっている状況で、恐らく最後までその課題が残るグループかという気がしている。
会長	今、姫路市地域包括支援課が中心となり、医師会と連携しながら、医療介護の連携会議が開催されている。その中で、私も障害分野の代表として出席しており、できれば自立支援協議会の中でこのような強度行動障害の人の医療が課題になっていることを報告しておきたい。 他に何かテーマや自立支援協議会の活動全体のことで、意見はないか。
委員	部会がどこに該当するか分からないが、子供に関しては、医療的ケア児の医療体制というところで、私どもの団体にも、肢体不自由、重症心身障害児がたくさん多くいるが、やはり、後期医療、いわゆる「18歳・高校生から卒業するところの壁」というのがあり、医療受診を断られることがある。今まで小児科へ行っていて、次の18歳の移行期に関しても医療機関の連携等が計画の中にも入っていたと思う。自立支援協議会では、これらも検討いただき、分かりやすい空気にしていただければありがたい。 医療機関を自分で探すのは、正直言って大変であり、紹介を受けて受診をしても「他に受診先はないのか」と言われると困ってしまう。例えば、幼少期においても軽い症状で小児科医を受診しては断られ、「かかりつけ医はどこか、姫路赤十字病院であればそちらを受診するように」と言われることもあるので、医療機関の体制づくりを検討していただけたらありがたい。
会長	運営会議でもその辺りの話が出ている。こども部会の中でご検討をいただいた上で、それを成人の方にも広げていく、特に医療的コーディネーターの役割というのが非常に大きいと考えているので、そういうところの位置付けを明確にしていけたらと思う。
委員	生産活動事業振興部会ということで、今回臨時の部会として設定がされているが、臨時の意味は。前回の全体会の際にも少し話が出たと思うが、今後の生産活動の場、「シェア Act. えん」のその後について、どう検討された内容なのか。今後の生産活動の場以外の部分は、芸術活動等も含めた内容を取り入れたものであったはずであり、そういう芸術活動や利用者の表現活動については、他で検討されるのか、それともこの中に入ってくる内容なのかどうかをお聞きしたい。
会長	臨時の生産活動事業振興部会については、ご意見のとおり「シェア Act. えん」の閉鎖に伴い、今後、生産活動の推進を図っていくための仕組みについて、検討する場であると考えている。 ご指摘のあったアート部分については、今のところ、部会の中では設置していない。また折を見て何かの議題に入れていければと思っているが、現時点ではではそのような形で進めている。

委員	ぜひ、生産活動事業振興部会の中であっていいので、生産活動のあり方というものを検討していただけたらと思っている。
委員	検討テーマは推進計画に基づいて決めると説明があったが、昨年度の問題事項も引き続いてされるのか。
会長	もちろん、今までの検討経過を踏まえて、今後の展開という形で考えているので、継続性を持って検討はしていく予定ではある。前回の全体会の中で、多くの意見をいただいた。それを踏まえた形で、今年度、こういうことを検討していかなければならない、また、事業者部会の見直しをしていかなければならないということで、今回このような計画を立てている。
委員	理解した。
委員	検討テーマの下に、もう少し説明が必要である。「これまでこのような検討を重ね、ここまで実現したので、次はこれをする」であるとか、「ここはこのような状況であるので、そこを具体化させる」であるとかいった理由がもう少し入ると、先ほどの生産活動事業部会等の開催理由が明確になり、分かりやすい。 もう1点、事業方針として、「ともに考える」というコンセプトは大変素晴らしいと思うが、「かがやく部会」を作ってはどうかだろうか。おそらく先ほどのアートという部分と関係すると思うが、これまでは「生きる」や「生活する」や「自立する」といった基本的な欲求を満たすようなことだったのが、これからは「輝く」というプラスアルファの部分、ゆとり的な部分というものをどう考えていくのかということは大事である。専門部会に、そういう楽しさがあればいいと考える。
会長	それらも含めて、例えば当事者部会や事業者会の中で今のような話ができればいいと思っている。専門部会は、どちらかというと今持っている課題の検討に集中してしまうため、むしろ、事業者部会や当事者部会の中で、より輝くための意見を出して、それを政策として提言するというような形を考えるのがいいのではないか。
会長	他にご意見がなければ、今いただいたご意見等を参考にし、この計画どおりに、今年度の自立支援協議会の活動を進めたいと思うがよろしいか。 特に異論がないようなので、この事業計画については、原案通り進めていきたい。
会長	続いて、障害福祉推進計画の進捗実績について、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	(2) 障害福祉推進計画について 【資料2：第7期及び第6期 姫路市障害福祉推進計画 重点目標における目標指標】 説明

会長	意見等があればお願いしたい。
委員	目標指標ということで、数字で挙げられて分かりやすいと思うが、これはすべて「数値が増えることがいいことだ」というような考えで作られている資料だと思う。果たしてそうなのかという疑問が少し湧いてくる。 例えば「ひめりんく」の相談件数が一定数増えていることはいいことだと思うが、本来、相談しなくてもいい社会を作っていくという方がいいと思っている。放課後デイサービスの事業所数が増え続けているという状況は、果たして本当にいいのだろうか。現在、放課後児童クラブに行けなくなった子供が、放課後デイサービスへ行っているというケースが多々ある。インクルーシブな観点から考えれば、逆行している状況を作ってしまった可能性もある。見込値というのは、本来、この自立支援協議会としてどうあるべきかという数値を考えていく、つまり、カードだと思う。本来、ニーズを満たすようであればカードは増えていくけれど、これは増えていった方がいいのか減っていった方がいいのかということと、結果、どう作ればいいのかということを、本来こういう数値であったほうがいいのかという目標数値としていく方がいいのではないかと思っている。 是非、少ない中での推移を見守っていくというような視点も必要である。これは協議会で考えることだと思っている。
会長	貴重な意見である。 本来あるべき姿の中で、本当のニーズというところがどこにあるのかということ、もう少ししっかり整理していく必要があるのではないかな。 例えば、特に居宅系の事業所数が若干減っている要因が、実際にはニーズが足りているのか、それとも、人材不足によってサービスが提供できない状況があるのかというところについても、検証していかなければならないと感じている。そういうところも今後、検証がされていくことが重要かと思っている。
会長	他に何かご意見はないか。 特にないようなので、前年度の実績報告等については、以上とさせていただきます。 計画の推進状況の実績確認は、今後、前年度の実績を翌年度第1回目の全体会で報告し、検討する形を取る予定である。
会長	続いて、3点目の報告に入る。 姫路市障害者虐待防止センターの状況について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3 報告 (3) 令和5年度 姫路市障害者虐待防止センターの状況について 【資料3：令和5年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数】説明

会長	ただいま報告のあった虐待防止センターの通報相談について、質問、意見等があればお願いしたい。
委員	全国の虐待件数の資料を見ると、通報件数の大体3分の1から5分の1ぐらいが虐待認定件数で上がっている。姫路市においては、虐待が認められたケースが少なすぎると思われる。調査の仕方等様々な要素が絡んでいるのかどうか。全国平均を見ても少ないような気がするがどうか。
事務局	まず通報があれば、センターとしてはその事案について、緊急性があるかどうか、コア会議を開いている。通報を受けた全ての事案に対して、関係機関への聞き取りや訪問調査を実施している。今、委員からご指摘のあった認定件数ということであるが、認定となると、その事案に関して客観的に証拠がある、例えば、ビデオで撮られている、音声があるということであれば認定をすることは可能である。ただ、事業所へ事実確認を行っても否認されるような場合も多くある。認定件数の数字として、149件中9件となっているが、実際には認定には至らないが、継続して支援をしているという事案が多い。
会長	その辺りのところが少しわかりにくいと思う。継続的な支援件数も上がっていれば分かりやすいし、虐待認定のルールが市町村によって差がないのかが気になるところである。その辺りの一定の方法、基準について、全国的なすり合わせができていないのかではないか。
委員	私は、児童の事業を実施しているので、若干また感じが違ってくる場所もあるかと思うが、こういった資料を見たとき、この認定されたケースもしくはそうではないケースのうち、実際に問題の解決に至った数を知りたいと感じる。 解決は難しいかもしれないが、通報して良かったというようなデータが欲しい。つまり、「通報すれば何らかの状況が改善する」と思えるデータである。私ども児童でも関係しているケースでうまくいった場合もあり、こんな場合どうしようかと思うこともあるが、そういったデータが入ってくると大変意味があると思っている。 理由として、障害者虐待防止センターは、児童は範疇ではないかもしれないが、実際、学校や保育園、幼稚園で虐待の可能性を感じるケースもあるし、通報者が学校や保育園等の先生の場合もある。私ども事業者としても、加害者が保護者かもしれないという場合には、保育園等に通報をお勧めするが断られ、事業者が継続管理するということがある。まだまだ現場としては、保護者との関係もあり、通報しにくいということがあるようである。その辺りがもう少し早めに手立てできるように、やはり通報することに意味があるというデータをどんどん出していただきたい。併せて、通報件数が少し増えてきことは、これまで様々な方法で周知をされていると思うが、実態を見るとまだまだ低いというのが実際のところである。子供のため、考え過ぎず、すぐに通報するという流れを作ることができればいいのではないかと考えている。

委員	障害者虐待防止センターがどのように動いているのか見えにくい。高齢者虐待の場合であれば、地域包括支援センターが速やかに動き、コア会議が開かれる。 障害者虐待防止センターがどういう体制でどう機能しているのかが気になるところである。先ほど言われた認定件数が少ないというのも、結局、認定にまで至らない、調査が追い付いていない等、そういうところが問題になってはいないか。 認定件数の9人中8人が施設従事者による虐待ということで、施設従事者としてはショッキングなことであるし、法改正への対応は、事業所としてしっかりやるべきところだと思うが、虐待防止センターの体制についても課題ではないかと思っている。
事務局	委員から体制についてご指摘があったが、万全の体制とは言えない状況だと認識はしている。体制の確保については、計画して取り組んでおり、今回指摘いただいた認定件数の割合の部分については、これまで通報しやすい体制というものに取り組んできたところであり、確証がなくとも少しでも疑わしければ通報する、ということが事業所間でも浸透してきていると思っている。そうした通報が母数として増えてくると認定に至る割合は多少薄まっていくものと思っている。 体制の強化については、重要なテーマだと思っているので、引き続き、取り組んでいきたい。
委員	1点教えていただきたい。今年度から精神科病院の方も虐待の通報が明確に義務化され、精神科病院で起きた事案の通報窓口は県になる。今後、精神科病院の通報は、おそらく県の方になってくるのかと思うが、例えばこういった件数のカウントも含め、今後どのように連携されるのか教えていただきたい。
会長	事務局として、分かる範囲でお願いしたい。
事務局	はっきりとしたことはお答えできないというのが現状である。実際にどのような影響があるかは、内容次第である。例えば、病院で起こった事案について、市内の障害福祉サービス事業所を利用している方の場合では、虐待防止センターはその事業所について対応し、県の担当部署は、直接対応する場合、姫路市でも例があるように、継続して管理するような対象となった場合は、継続管理について市に協力依頼がある、計画相談支援の利用があればそちらにつなげる等の場合が考えられ、そのような協力はできている。 また、件数が市町村ごとに公開されていくのかの情報は把握していない。実際、県も直営ではそこまで動けないと思うので、そこから各圏域に委ね、各圏域で対応するというのが現実的な動きかと思っている。おそらく、福祉事務所単位で、対応や連携の方法や課題を調整する話になるのかと考える。また、内容によってではあるが、それぞれ情報を保有しているので、他方の情報が必要となった場合には、情報共有を行うことになるのではないかと考えている。
委員	ここに出ている数字というのは、児童虐待や高齢者虐待に該当しない方に限定され

	たものなのか。それとも年齢に関係なく、障害者という内容で把握しているものなのか。児童や高齢者をカウントすると、数字が全く異なるのかお聞きしたい。
事務局	基本的には、障害者虐待防止センターに入ってきた相談通報の件数が全て含まれている。例えば、高齢者で介護保険サービスを受けている方で、障害がない場合でも、障害者虐待防止センターに通報が入ってくることもあるが、通報を受ける中で、高齢者虐待に該当する事案であれば速やかに情報提供するという対応を採っている。
会長	障害分野に限らず、通報があった件数という説明であった。 使用者虐待、いわゆる労働者の虐待というのは、少し見えにくいところがあると思うが、企業での虐待事例について教えていただきたい。
委員	年間の数値は公表していない。事業所の中で虐待があったと通報された場合は、管轄のハローワークに連絡が入り、事業者と本人、それぞれに事実確認を行い、指導するケースは指導する形で動いている。通報件数からいくと管轄内で10件にも満たないという状況である。
会長	元々、障害者虐待の一番大きな要因は、実は、企業内での虐待だという経緯があり、また、外から見えにくいところでもあると考えている。先ほどの精神科病院と同じく、これから県や他の機関との連携が重要になると思っている。 これ以降については、1回目の会合でもあるので、議題以外で今、それぞれの分野で抱えている課題や現状について、委員の方から少しお伝えいただければと思っている。今年度からご就任した委員もいらっしゃるの、その方を中心にお話を伺いたい。
委員	自身が所属する相談支援事業所では、児童を中心に計画相談も含め基本相談も対応し、この4月から基幹相談支援センターに配属になった。今日、各委員の話を聞き、自分も勉強しながら進めていきたいと思っている。 今年度、つながる部会を主催していくので、これまでの流れを少し勉強しながら進めていきたい。 令和2年10月に姫路市の相談支援体制が大きく再編され3年半が経過した。相談支援専門員が不足しているという状況に変わりはなく、セルフプラン対応の利用者が増えているというのが現状かと思っている。 相談支援事業所に関しても、今年度の報酬改定で加算等が設けられたが、事業所の経営が難しかったり、相談員が1人職場で疲弊してしまい、事業を撤退してしまったケースも続いており、相談支援事業を取り巻く状況というのはなかなか厳しいと思っている。 その中で、基幹相談支援センターとしては、姫路市と委託事業者で共同運営する体制を維持している。研修等を充実させていくことで人材育成を進めていき、相談支援体制の強化に、これからも取り組んでいかなければならないと思っている。

	今年度、つながる部会のテーマに挙げている「ひめりんく」であるが、公募によって市内５ヶ所の事業者へ委託を受けて実施している。以前に比べると、市民にとっては分かりやすくなっており、また、エリアが分けられたことで実施する事業所としても地域の資源をリサーチしやすくなり、地域との繋がりができて、３年が経過したからこそ、できてきたことも見えてきている。しかし、基本的に相談員が１名配置という状況もあり、タイムリーに相談対応ができなかったり、相談者へ対処しにくいエリアだったり配置場所の問題もある。また、相談等のアウトリーチが基本的にはしにくいということも課題としてはある。 今回、３月に策定された障害福祉推進計画にも、障害のある人やその家族の複雑化した相談に対応するため、専門性の向上や機能強化を図ることが「ひめりんく」の役割として示されている。「ひめりんく」の相談は、相談内容が多岐にわたり、難しい仕事業務であるが、幅広い相談ニーズに対応する力をつけていくということも、一緒に考えていけたらと思っている。 つながる部会では、今年度から次年度にかけて、次の３年後の選定に向けて、どう体制を整えていくかという点について、人員体制や設置場所、相談の質をどう向上していくかというようなところの検討を、皆さんの協力を得ながら検討を進めていきたいと思っている。
会長	それでは、次に教育現場から願います。
委員	医療的ケアについては、教育委員会として、令和２年にガイドラインを作成した。書写養護学校については、以前から医療的ケアを進めており、５年ほど前より姫路赤十字病院に委託して医療的ケアの必要な子供の対応を進めている。また、まだ回数は少ないものの、介護タクシーを導入し、バスに乗れない子供への対応を進めているところである。 地域の学校については、訪問看護ステーションから、医療的ケアの必要な時間帯にスポットで対応していただいている。ただ、実際に地域の学校で医療的ケア児の入学が予定されていることもあり、対応を考えていかなければならないと思っている。 こども部会では、医療的ケアの必要な子供への対応ということで、関係機関と連携して情報を集めて進めていけたらと思っている。
委員	県立の学校の実情としては、児童生徒数が増えている。特に最近の傾向は、高等部からではなく、小学部１年から県立の特別支援学校に就学してくるケースが増えている。これは姫路市だけではなく、明石市、加古川市もそういう傾向にある。おそらく、小学校の特別支援学級の児童数が非常に増えて、なかなか入学が難しい状況なのかと思っている。県立の特別支援学校の特別支援教育の質もかなり高まってきたが、小学部１年から県立の特別支援学校に就学するというのは、ほぼ県立の特別支援学校で中学部、高等部ということになるので、そのあたりがインクルーシブの観点ではどうなのかという問題がある。 また、昨年度からスクールバスの通学支援検討委員会の委員をしているが、先ほど

	の話でもあったように、児童生徒の通学時間が長く、全国平均が 68 分となっている。兵庫県は 65 分ぐらいにしようということで、姫路特別支援学校に通う神崎郡在住の子供たちは、播但道の料金を県が負担し、通学時間を短縮することを検討している。特に、保護者の声があがっている小学部の 1 年 2 年といった低学年の子供たちは、長時間バスに乗って登校し、到着したときには、へとへとになってしまい、その後授業を受けるとい現状がある。本来、地元の中学校できょうだいと一緒に通学していればそういうことはないと昨今、非常に感じている。 姫路市の医療的ケアについては少し勉強不足であるが、現在、姫路特別支援学校には、常時看護師が滞在しての医療的ケアの対象児はいないが、来年入ってくる可能性があるのも、その辺りいろいろと教えていただきたいと思っている。県としても医療的ケア児の通学支援検討委員会で、姫路市では介護タクシー、福祉車両、看護師の派遣とかいったリソースがあるが、おそらく全県ではそういったリソースがなく、どうしようかという地域があり、検討課題となっている。その辺りも姫路市の対応というものを教えていただきたい。県としては、今年度マニュアルを作成するにあたり、神戸市のマニュアルを参考にして作る予定としている。 虐待防止に関しては、学校としては保護者との信頼関係があってなかなか言いにくい部分がある。本当に、学校の先生と保護者の繋がり強い。私が姫路聴覚特別支援学校にいた頃は、保育相談の年齢、ゼロ歳児から対応しており、やはりそういうケースでは、行政より担当の先生との関係の方が強い。通報することで、通報者が学校であったことが保護者に伝わり、ここで先生との関係が断たれると子供を支援する手立てがなくなるということで、校長として非常に難しい判断を迫られたというケースもあった。 また、姫路別所高校内の分教室にも障害のある生徒がいる。少人数ではあるが、様々な問題がある。心理的な問題などカウンセリングが必要だが、連携ができていない。おそらく本校であれば、コーディネーターがいて関係機関との結び付きがあるが分教室にはないという事案もあった。 県立としては、姫路市と県立の学校に通っている児童生徒とのサポートを、市と連携しながらどれだけできるかというところがある。 県立は県の対応であるという認識があるので、そういうことがないように連携していければと思っている。
会長	昨年から委員になっている方で、何かご意見があれば伺いたい。
委員	事務局から、生産活動振興について説明をお願いしたい。前回の全体会の際は、生産活動の運営委員会の開催前ということで説明がなかったかと思う。今後の生産活動について、この自立支援協議会でどういう方向で考えていくのか他の委員にも説明していただきたい。
事務局	「シェア Act. えん」については、令和 5 年度をもって終了ということで、運営協議会等で事業所の方にお伝えした。改めて申し上げますと、当初の想定よりも業績がかなり下回ってしまった。コロナが終焉し、観光者数が右肩上がりが増えていった中でも、そ

	れに比例するような数字が出せなかった。そこで、自立支援協議会の中でも検討いただいたということである。 この事業の当初の目的では、将来的に公的支援を受けずに自立した運営をしていくということであったが、それが不可能になったという判断が市全体としてあったということが、率直なところである。それを受けて、そこで終わりにするというわけではなく、この機会を活かし、生産活動を通して思考錯誤しながら続けて行こうというところで、この度、新たに場を設け、方向性を考えていきたい。具体的な話であるが、「シェア Act. えん」のあの場所で、形を変えて何かできないかということについて、皆さんの意見をいただきたいと考えている。 また、それについては、今、案を色々と練り続けているところで、また検討の場の中でお示ししたいと思っている。
会長	自立支援協議会としても、引き続いて検討課題とし、意見を伝えていきたいと思っている。
委員	令和6年4月に障害者雇用の法定雇用率が2.3%から2.5%に上がり、これに伴って達成企業から未達成企業になってしまった企業が二十数社ある。ハローワークとしては、未達成企業についても重点的に達成するように訪問指導を行っている。 令和5年度の調査であるが、未達成企業の内、一人も障害者を雇用していない企業は60%、その60%の内、100人未満の企業は約90%と、事業規模が小さい企業ほど障害者を雇用することが厳しいという課題がある。 いずれにしても60%から70%は雇用されているので、この100人未満の企業への雇用に対して、啓発を行って踏み込んでいくということを今行っている。 その意味では、特別支援学校への見学会を実施して、障害のある方の状況を実際に知っていただくことや、また、精神や発達障害のセミナーを行い、こういった仕事ができるという意見交換会を実施しながら、障害の理解不足解消に向けての啓発を行っている。 特に100人未満の未達成企業は、1人雇うことで解消する企業もあるので、そこを重点的に取り組んでいる。
会長	障害者の就労については、「就労選択支援」という障害福祉サービスが増える。今、姫路市をはじめ、各地で実施されているのは、障害の程度が重度の働いている方への介護を可能にした重度障害者等就労支援事業である。これは画期的なことであるが、働いている障害者の介護についても支援が始まってきているので、そういうところを活用しながら、重度障害者でも働ける環境ができればと思っている。
委員	事業者部会では、事業者間の交流促進を目指す取り組みということで、まず一つは、児童の事業者間ネットワークづくりということと、その次は、地域生活支援拠点の関係機関との連携を挙げられているが、市内の成人の通所事業所では、繋がろうということで声かけをして実践報告会を行った。今本当に市内の事業所が増えていて、そう

会長	いう中で、事業所間の繋がりがどうしても少なく、事業者が増えて更に繋がりが薄くなり、関係が築けないまま、何か施設でという時にどことも繋がっていないといいサービスが受けられないと感じることが増えている。 現在、地域の自治会、婦人会、子供会でも繋がりが少なくなっている中で、どのように繋がるかが課題である。児童や介護がメインの中で、障害はスポットが当たらない上に、事業者ごとに特色がかなりあり、その中でも身体・知的・精神と3障害に分かれており、それだけに繋がりを作りにくいということがある。実際動こうとしても繋がりにくい実情があるので、そこを自立支援協議会が市内全体に呼びかけて発信していただけたらと思っている。 実は、昨年、委員に呼びかけていただいて、児童の事業所のネットワークが少しずつ広がっている。自立支援協議会が関わりながらも、自主的にいろいろ展開をしていただいているという経緯があり、そういうことも踏まえて、運営会議では事業者部会において研修を行うのではなく、今言われたような事業所間の繋がりを深めていくきっかけづくりを行いたいと考えている。 全事業所を集めるのは難しい数になっているので、随時、分野ごとで集まり、現状等を話しながら、顔の見える形、関係作りを、まずは自立支援協議会が開催する中で進め、できればその中から事業所間で連携が進めばいいと、今考えている。 また、地域生活支援拠点関係機関との連携についても事業者部会での開催としている。
委員	是非、委員がやられたらいいのではないかと思う。おそらく誰もやってくれない。協議会は誰かがやるわけではなく、皆が協議会の委員である。だから、頼むよりは自分でやるしかないというのが、おそらくこの協議会だと思うし、それができてないから動かないということだと思っている。 児童のネットワークについては、昨年の自立支援協議会の年間計画には入っていないが、今年に入れていただいた。やはり少なくとも、協議会で実施するメリットはある。おそらく私が個人的に「何か集まろう」と言っても、「この人物はなあ」と思われる方もいるかもしれない。しかし、「協議会」と名がつけば、フェアな感じがするので、そういうところで協議会を活用していくのが大事である。もともとはこの自立支援協議会というのは、そういういろんな思いをもった人達が集まり、政策に繋げていくというのが本来の姿だと思っているので、こういうネットワークをしっかり作っていくし、そのネットワークを作る際に窓口を設けない。こちらが指名するわけではなく「やりたいときにやる」という体制を整えることが大事なことである。是非、委員の方で声かけをしていただきたい。今は「ネットワーク」というのは簡単であり、昨年も一斉メールを流してもらい、来た人たちが集まってやったというだけなので、気楽に考えて始めたらどうかと思っている。
会長	多くのご意見をいただいた。 議事の進行を終了する。

事務局	また次回に向けて、委員の意見を参考に、専門部会、事業者部会、それから当事者部会を進めたい。 閉会（12：00） (終了)
-----	---